

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

「憲章」：国民的な取組の大きな方向性を提示

「行動指針」：企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針

【「憲章」と「行動指針」の意義】

【従来】働き方の見直しは、個々の企業の取組に依存 → 一部の先進的な取組にとどまり、社会的な広がりに欠けていた

【今般】政府や有識者に加え、経済界、労働界及び地方のトップで協議、合意 → 社会全体を動かす大きな契機に

【働き方の二極化】

○企業間競争の激化、経済低迷や産業構造の変化 → 正社員以外の労働者が大幅に増加、正社員の労働時間の高止まり

【共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識】

○【かつて】夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的

【現在】女性の社会参加等により、勤労者世帯の過半数が共働き世帯。働き方や子育て支援などの社会的基盤は従来のまま。
職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残存。

【仕事と生活の間で問題を抱える人の増加】

○ 正社員以外の働き方の増加 → 経済的に自立できない層

○ 長時間労働 → 「心身の疲労」「家族の団らんを持てない層」

○ 働き方の選択肢の制約 → 仕事と子育ての両立の難しさ

【少子化対策や労働力確保が社会全体の課題に】

○ 結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくいものにし、急速な少子化の要因に

○ 働き方の選択肢が限定、女性や高齢者等の多様な人材を活かすことができない

○個人の生き方や人生の段階に応じて多様な働き方の選択を可能にする必要

○働き方の見直しが、生産性の向上や競争力の強化に=「明日への投資」

仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 就業率(②、③にも関連)
<女性(25~44歳)>
現状 64.9% → 2017年 69~72%
- <高齢者(60~64歳)>
現状 52.6% → 2017年 60~61%

○フリーターの数

現状 187万人 → 2017年
144.7万人以下

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合
現状 10.8% → 2017年 半減
- 年次有給休暇取得率
現状 46.6% → 2017年 完全取得

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な待遇が確保されている。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 第1子出産前後の女性の継続就業率
現状 38.0% → 2017年 55%
- 育児休業取得率
(女性)現状 72.3% → 2017年 80%
(男性)現状 0.50% → 2017年 10%
- 男性の育児・家事時間(6歳未満児のいる家庭)
現状 60分／日 → 2017年 2.5時間／日

関係者が果たすべき役割

企業と働く者

個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本

《行動指針に掲げる具体的な取組》

(総論)

- 経営トップのリーダーシップの発揮による職場風土改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現等
- 目標策定、計画的取組、点検の仕組、着実な実行
- 労使で働き方を見直し、業務の見直し等により、時間当たり生産性を向上

(就労による経済的自立)

- 人物本位による正当な評価に基づく採用の推進
- 就業形態に関わらない公正な待遇等

(健康で豊かな生活のための時間の確保)

- 労働時間関連法令の遵守の徹底
- 労使による長時間労働の抑制等のための労働時間等の設定改善のための業務見直しや要員確保の推進

(多様な働き方の選択)

- 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度整備と利用しやすい職場風土づくりの推進
- 女性や高齢者等への再就職・継続就業機会の提供

国・地方自治体

我が国の社会を持続可能で確かなものとすることに關わることから、国と地方公共団体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に実施

《行動指針に掲げる具体的な取組》

(総論)

- 実現に向けた枠組みづくり
 - ・ 国民運動の展開(政労使合意・地域の実情に応じた展開)
 - ・ 制度的枠組の構築(企業の次世代育成支援の取組促進、働き方に中立的な税・社会保障制度の検討)
 - ・ 取組企業への支援、社会的評価(企業情報の収集・提供、中小企業への支援、顕彰制度等)

- 関係法令の周知と遵守のための監督指導の強化

(就労による経済的自立)

- 若年者等の経済的自立の支援

(健康で豊かな生活のための時間の確保)

- 労使による長時間労働の抑制等のための労働時間等の設定改善のための取組の支援

(多様な働き方の選択)

- 保育サービスの充実等の多様な働き方に対応した子育て支援の推進、地域で育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤の形成

進捗状況の点検・評価

- 「仕事と生活の調和」実現度指標等の活用により、全体としての進捗状況を把握・評価し、政策へ反映
- 憲章、行動指針の点検・評価を行うため、学識経験者、労使の代表で構成される検討の場を設置

仕事と生活の調和の推進のための検討体制

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議

平成19年 7月17日 第1回開催
12月18日 第2回開催

(議長)

・官房長官

(メンバー)

・経済界・労働界・自治体の代表者

・有識者

・関係閣僚

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の策定

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

経済財政諮問会議
(労働市場改革専門調査会)

「子どもと家族を応援する日本」
重点戦略会議

男女共同参画会議
(ワーク・ライフ・バランスに関する
専門調査会)

「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称)策定作業部会

平成19年8月31日 第1回開催
～
11月28日 第8回開催

(メンバー)

・経済界・労働界の代表者

・有識者

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議構成員名簿

「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称)

策定作業部会名簿

(関係閣僚)

内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

(団体の代表者)

御手洗 富士夫 (社)日本経済団体連合会会長
岡村 正 日本商工会議所会頭
高木 剛 日本労働組合総連合会会長
岡本 直美 N H K 関連労働組合連合会議長
麻生 渡 全国知事会会長

(有識者)

大沢 真知子 日本女子大学人間社会学部教授
佐藤 博樹 東京大学社会科学研究所教授
樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授
八代 尚宏 国際基督教大学教養学部教授

(有識者)

内永 ゆか子 特定非営利活動法人 J-Win理事長
大沢 真知子 日本女子大学人間社会学部教授
佐藤 博樹 東京大学社会科学研究所教授
武石 恵美子 法政大学キャリアデザイン学部教授
樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授
八代 尚宏 国際基督教大学教養学部教授
山川 隆一 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

(団体の代表者)

使用者代表
紀陸 孝 (社)日本経済団体連合会専務理事
田中 常雅 東京商工会議所人口問題委員会副委員長
(醍醐建設株式会社代表取締役社長)
坂田 甲一 (社)日本経済団体連合会労働法規委員会
労務管理問題検討部会長

労働代表

古賀 伸明 日本労働組合総連合会事務局長
横山 陽子 日本サービス・流通労働組合連合中央執行役員
杉山 豊治 情報産業労働組合連合会政策局長

[有識者については五十音順・敬称略]